

美郷町6次産業化・地産地消推進戦略

令和2年3月

秋田県美郷町

目次

I 美郷町 6 次産業化・地産地消推進戦略について			
1	策定の趣旨	3	
2	他の計画等との関係	4	
3	推進戦略の期間	4	
II 本町の農業及び 6 次産業化等の現状と課題			
1	農業の現状と課題	5	
2	6 次産業化の現状と課題	9	
3	地産地消の現状と課題	10	
III 現状と課題を踏まえた 6 次産業化等の取組方針			
1	6 次産業化と地産地消に取り組む目的	11	
2	6 次産業化と地産地消の取組方針	11	
IV 戦略期間内の 6 次産業化等の推進の成果目標			13
V 今後の方向性			
1	重点的に活用を図るべき農畜産物	14	
2	農畜産物の商品化の方向性	15	
3	新商品を生産する際に用いる加工技術の方針	15	
4	新商品の販路開拓方針	16	
VI 育成を図る 6 次産業化事業体等の将来像			17
VII 町が行う施策			
1	町が実施するもの	19	
2	事業者の取り組みを町が支援するもの	19	
VIII 美郷町 6 次産業化・地産地消推進協議会の体制			
1	美郷町 6 次産業化・地産地消推進協議会設置要綱	22	
2	美郷町 6 次産業化・地産地消推進協議会委員名簿	23	

I 美郷町6次産業化・地産地消推進戦略について

1 策定の趣旨

秋田県美郷町は、秋田県の南部、仙北平野南東部に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、北・西は大仙市にそれぞれ接しています。

総面積は167.8平方キロメートル、東西に14キロメートル、南北に20キロメートルの広がりを持ち、西側は、標高40メートルから50メートルの発達した扇状地の扇端部にあって、豊かな土壌に恵まれた県内有数の穀倉地帯を形成しています。

平成27年国勢調査による当町の総人口は20,279人、うち、就業人口10,549人の17%が第1次産業（農業・林業・漁業）に従事しています。第1次産業の就業者の全国平均は3.5%であることから、第1次産業が当町の産業の特色であることが分かります。

現在、本町では、平成27年3月に策定された「第2次美郷町総合計画」に基づき、基幹産業である農業の所得を向上させるための各種施策を実施しています。各種施策については、目標指標を設け、目標値を達成するための事業が行われていますが、これらの事業を有機的に結び付け、効果を最大限に生かすための指針として「美郷町6次産業化・地産地消推進戦略（以下、「推進戦略」という。）」を策定します。

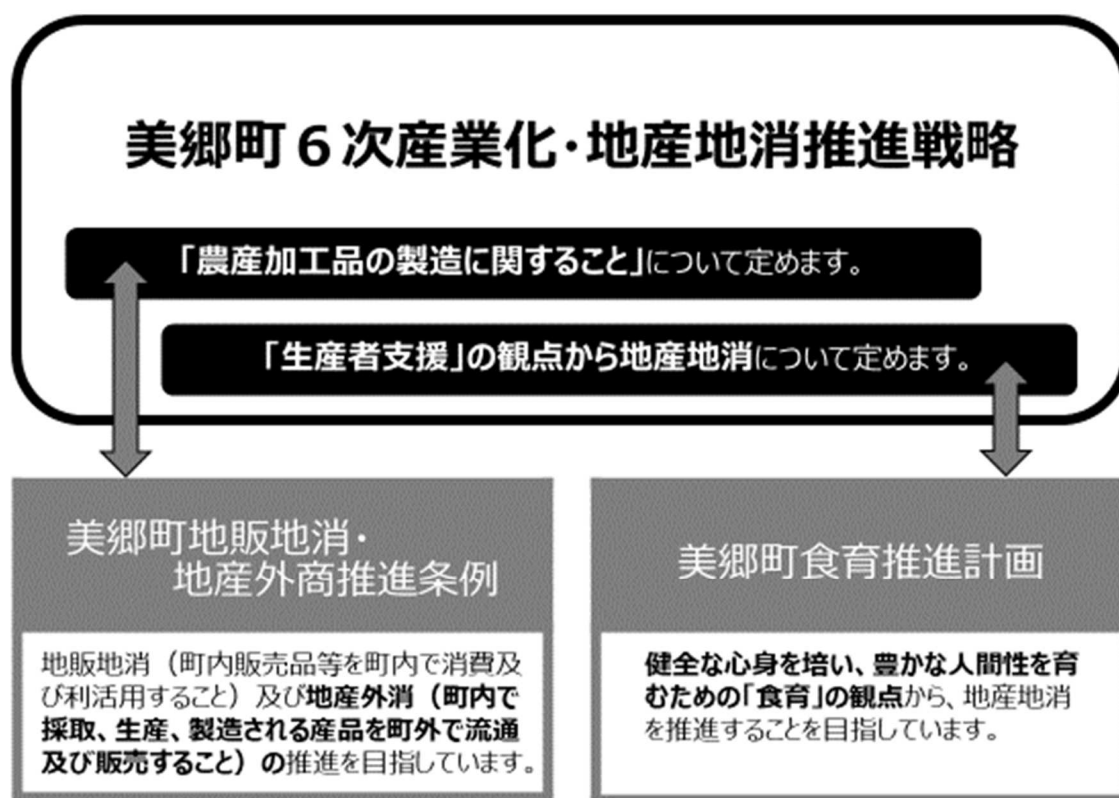
第2次美郷町総合計画重点事業計画（H30～R03）と目標指標

1 担い手の確保・育成	
事業名	新規就農者等支援事業（研修期間の生活安定への支援等）…………… 新規就農者数
	担い手支援対策事業（人・農地プラン検討会の開催等）…………… 担い手農家のシェア
	法人育成支援対策事業（農業法人化に対する支援等）…………… 農業法人数
2 生産基盤の整備	
事業名	圃場整備事業支援事業（圃場整備の実施）…………… 圃場整備事業着工地区数
	担い手支援対策事業（上記の再掲）
3 こだわりの生産・販売環境の創出	
事業名	環境保全型農業直接支払事業（減化学肥料・減化学合成農薬栽培の支援等）… 取組面積
	美郷ブランドゆき応援事業（有機肥料活用の取り組みへの支援）…………… 使用した堆肥の量
	薬用植物栽培推進事業（試験栽培研究、勉強会・研修会の開催等）… 生薬栽培の農家数
	美郷うりこめ推進事業（農産物販売促進への支援、酒米栽培）…………… 販促支援事業活用数
	美郷振興作物応援事業（美郷ブランド10品目等の新規作付等への支援等）…………… 作付面積
	農産加工品販売拡大支援事業（農産物加工品の生産拡大等への支援等）…………… 支援件数
	生産力強化推進事業（要件を満たした機械施設導入への助成等）…………… 取組件数

人口／産業別 15 歳以上就業者						(国勢調査)
	総人口	就業人口	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能ほか
2005 年	23,031 人	12,144 人	2,521 人 (20.8%)	3,962 人 (32.6%)	5,624 人 (46.3%)	37 人 (0.3%)
2015 年	20,279 人	10,549 人	1,789 人 (17.0%)	3,177 人 (30.1%)	5,553 人 (52.6%)	30 人 (0.3%)

2 他の計画等との関係

推進戦略は、既に策定されている次の計画等と調和を図り、本町の 6 次産業化と地産地消を推進する内容とします。



3 推進戦略の期間

推進戦略の期間は

令和2年度～令和6年度

の 5 カ年とします。

ただし、上記期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを実施します。

Ⅱ 本町の農業及び6次産業化等の現状と課題

1 農業の現状と課題

【現状】

本町の農業構造は、昭和40年代から隣接する市の工業団地の立地等を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加しましたが、その数も年々減少しています。農業就業人口も減少が進み、その平均年齢も上昇しました。農業に従事する人が減り、高齢化も進んでいることから、担い手の確保が最大の課題になっています。このため、本町においても「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」をはじめ各種計画等を定め、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等の地域の実情に即した経営体の育成を進めている状況です。

品目別の作付経営体数と面積を見ると、「稲」の面積が他の品目を大きく上回っており、その面積は年々拡大しています。「稲」には、主食用米以外の加工用米や米粉用米なども含まれており、主食用米と技術や機械が共通していることから、転作作物と

	1985年	2005年	2010年	2015年
専業農家	177戸	259戸	223戸	308戸
第1種兼業農家(農業所得が主)	1,598戸	545戸	374戸	263戸
第2種兼業農家(農業所得が従)	2,264戸	1,972戸	1,152戸	1,005戸

	1985年	2005年	2010年	2015年
人数	5,379人	4,028人	2,448人	2,284人
平均年齢	-	63.9歳	66.4歳	66.8歳

	2005年	2010年	2015年
法人化している	12	23	27
農事組合法人	3	15	22
株式会社	1	1	1
農協	6	6	4
その他の各種団体	1	0	-
その他の法人	1	1	-
法人化していない	2,797	1,838	1,630
家族経営体	2,776	1,769	1,582

品目	2005年		2010年		2015年	
	経営体数	作付面積	経営体数	作付面積	経営体数	作付面積
稲	2,654	4,191ha	1,651	4,311ha	1,540	4,541ha
麦類	12	公表なし	14	10ha	5	公表なし
雑穀	60	22ha	76	70ha	32	15ha
いも類	25	1ha	36	1ha	25	2ha
豆類	728	373ha	360	460ha	203	379ha
工芸農作物	27	8ha	11	5ha	11	公表なし
野菜（露地）	201	42ha	241	71ha	245	62ha
野菜（施設）	133	13ha	113	11ha	89	公表なし
花き類・花木（露地）	28	3ha	39	7ha	29	7ha
花き類・花木（施設）	28	2ha	23	2ha	19	2ha
その他の作物（露地）	53	公表なし	35	127ha	120	191ha
その他の作物（施設）	4	公表なし	4	0.1ha	2	公表なし

経営体数の多さ	2010年		2015年		
	品目	経営体数	品目	経営体数	作付面積
1番	えだまめ	107	だいこん	109	6ha
2番	トマト	98	キャベツ	98	公表なし
3番	なす	96	はくさい	96	3ha
4番	キャベツ	86	なす	96	公表なし
5番	はくさい	84	その他	89	27ha
6番	だいこん	84	きゅうり	76	5ha
7番	きゅうり	83	トマト	75	7ha
8番	ねぎ	66	ねぎ	74	5ha
9番	ほうれんそう	50	さといも	40	1ha
10番	かぼちゃ	50	ほうれんそう	39	1ha

※2010年調査では、作付面積の項目なし ※2015年調査では、「えだまめ」は「その他野菜」に分類

して選ばれており、作付面積の伸びに繋がっていると考えられます。また、経営体数が大きく減少しながらも、作付面積が増えていることも特徴的です。

「野菜」については、経営体数の大きな増減はありません。販売目的で作付されたものとして、だいこん、キャベツ、はくさい、なす、きゅうり、トマト、ねぎ、ほうれんそうが、2010年及び2015年のいずれの調査年も多くの経営体が作付しています。だいこん、キャベツ、はくさいなど、ハウス等の施設設備を設けずに栽培できる品目が比較的多い傾向があります。

「果樹」については、品目ごとの経営体（農家）数の分布に大きな変化はありませんが、りんごの作付経営体（農家）数の減少が目立ちます。

販売目的の果樹類の種類別栽培経営体（農家）数と栽培面積				（農林業センサス）	
品目	2005年		2010年	2015年	
	農家数	栽培面積	経営体数	経営体数	栽培面積
りんご	68	35ha	56	40	20ha
ぶどう	4	公表なし	5	3	1ha
日本なし	7	1ha	4	4	0ha
西洋なし	-	-	12	5	0ha
もも	10	1ha	10	9	1ha
おうとう	-	-	10	7	1ha
かき	0	0	1	1	公表なし
くり	1	公表なし	3	1	公表なし
うめ	0	0	3	1	公表なし
すもも	-	-	4	6	0ha
その他の果樹	8	2ha	10	12	2ha

※2005年調査のみ農家数

※2010年調査では、作付面積の項目なし

販売目的の家畜等を飼養している経営体数と飼養頭羽数						（農林業センサス）		
調査年	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	経営体数	飼養頭数	経営体数	飼養頭数	経営体数	飼養頭数	経営体数	飼養頭数
2005年	16	293	36	公表なし	6	1,122	3	100
2010年	12	295	36	634	3	511	1	公表なし
2015年	9	230	25	503	1	公表なし	1	公表なし

「畜産」についても全体的に経営体数の減少が確認できます。豚及び採卵鶏は2005年から2015年までの10年間で経営体数が激減し、乳用牛についてもおよそ半分になりました。

従来から本町を含む仙北平野においては稲作が盛んでした。家族経営体が減り、農業経営体の法人化が進んだ現在においても、その傾向は変わっておらず、2015年農林業センサスでは単一経営の経営体のうち、稲作による販売金額が8割以上を占める経営体が93.5%となっています。これまでも一部の農家では「野菜」、「果樹」、「畜産」を取り入れた複合経営が行われて来ましたが、準単一複合経営の経営体数も減少しつつあり、本町の農業の特色として、米偏重であることが改めて浮き彫りとなっています。

【課題】

本町の主食用米は評価が高く、流通大手のスーパーなどでも産地指定された米としての取扱いもあり、高品質米の産地として流通面では優位を保っていますが、米の消費量全体が落ち込む中、全国的に米のブランド化競争も進み、先行きの不透明感を拭えません。

本町の農業の柱である稲作について慎重な舵取りが求められる中、将来の担い手を確保するためには、農業経営に関心のある若年層にとって本町の農業が魅力的な産業として捉えられるよう、高収益性の作物や作型を導入し、地域として産地化を図る必

単一経営経営体数（首位部門の販売金額が8割以上の経営体）		（農林業センサス）	
	2010年	2015年	
稲作	1,456 (91.3%)	1,352 (93.5%)	
雑穀・いも類・豆類	14	3	
工芸農作物	6	2	
露地野菜	28	22	
施設野菜	22	9	
果樹類	13	18	
花き・花木	11	5	
その他の作物	19	16	
酪農	8	5	
肉用牛	16	13	
養豚	1	0	
養鶏	1	1	
計	1,595	1,446	

準単一複合経営体数（稲作が首位部門で2位が）		（農林業センサス）		
	2005年	2010年	2015年	
雑穀・いも類・豆類	34	34	21	
工芸農作物	4	1	1	
露地野菜	34	37	28	
施設野菜	41	14	18	
果樹類	18	9	5	
花き・花木	9	3	3	
その他の作物	6	3	7	
酪農	1	0	1	
肉用牛	9	5	1	
養豚	1	2	0	
その他の畜産	1	0	0	
計	158	108	85	

要があります。

稲作は従来どおり主要作物として堅持しながら、経営体力のある担い手を中心に畑作園芸作物などを積極的に取り入れ、戦略的に複合経営に取り組んでいく必要があります。

2 6次産業化の現状と課題

【現状】

本町において現在、『六次産業化・地産地消法』に基づく総合化事業計画の認定を受けている事業者は3団体あり、それぞれが特色ある活動を行っていますが、平成28年度以降の認定事業者がいない状況が続いています。

町事業の「美郷町農産加工品販売拡大支援事業」で農産物の加工による新商品開発や農産加工品の販売拡大及び販売額向上に向けた取組を支援しており、農産加工品の販売額も増加していますが、農産加工品製造のための法人化が進むほどの大きな動きはありません。

農産加工品製造以外の事業形態として直売所（直営店）や観光農園の経営、農家レストランや農家民宿の開業も考えられますが、いずれも目立った動きがありません。現在、町内には旅館業法上の簡易宿所営業施設として農家民宿が4軒ありますが、平成24年度以降の新規開業はありません。国では、「農泊」を推し進めるために民泊に関する諸制度の整備を行いました。こちらを活用した例も未だ無い状況です。

【課題】

農産加工品の製造とその販売については、農村女性の活発な活動が現在も引き継がれていることを背景に順調に推移しています。総合化事業計画の認定は受けていないものの、農産物の加工販売を行っている事業者もあり、地元産品の製造販売の貴重な担い手となっています。

しかし、加工を行う事業者の多くは家庭内で出来る範囲に留まっており、事業化に結び付いていません。

『食品表示法』による栄養成分表示の義務化や、一部改正された『食品衛生法』による「HACCPに沿った衛生管理」の制度化や営業届出制度の創設などが行われることになりましたが、家庭内の活動の範囲では必要な対応が出来ず、取引先の一部縮小や事業継続を諦めざるを得ない事業者が今後出てくる可能性があります。

総合化事業計画 認定事業者		
認定年度	法人の種類	事業内容
H23	農事組合法人	・加工 ・直売 ・レストラン
H25	農事組合法人	・加工 ・直売 ・輸出
H27	株式会社	・加工 ・直売

美郷町農産加工品販売拡大支援事業 件数		
年度	件数	申請内容
H28	2件	加工用機器の購入 等
H29	3件	保管用機器の購入 等
H30	5件	新商品パッケージ製作 等

農畜産加工品 出荷・販売額	
年度	出荷・販売額
H27	14,826 千円
H28	14,531 千円
H29	31,658 千円
H30	47,158 千円

※美郷町振興作物応援事業の基礎データより

3 地産地消の現状と課題

【現状】

平成 27 年 3 月に策定した『第 3 期美郷町食育推進計画』では、「食育」の観点から地産地消を推進しており、認定こども園や小中学校の学校給食においては、町内産の農産物を積極的に使用しています。

『第 2 期美郷町食育推進計画』に関して行ったアンケート調査結果では、20 歳以上の美郷町民の回答者のうち 9 割以上が地元の農産物や加工品を「意識して積極的に食べている」「どちらかといえば食べている」と回答しており、地産地消の意識が高いことが伺えます。

町内には農産物直売所が複数あり、希望者が町内産の米、野菜、果樹や農産加工品などを気軽に購入出来る環境が整っていることから、農産物直売所の存在が域内流通に一定の役割を果たしていると考えられます。

【課題】

一般家庭においては地産地消の意識が高く、学校給食においても町内産の農産物を積

極的に使用しています。今後もこの状況を継続することが重要です。一人ひとりが地産地消を心がけることによって、地域の農業が将来に向けて持続可能となることのみならず、伝統的な食文化を守り、食料自給率の向上に寄与することが出来、輸

平成 30 年度 美郷町産食材使用状況

食品名	総使用量	秋田県産		美郷町産	
		使用量	割合	使用量	割合
じゃがいも	2,380Kg	1,154Kg	48.5%	1,066Kg	44.8%
にんじん	4,117Kg	1,749Kg	42.5%	1,637Kg	39.8%
ほうれんそう	947Kg	866Kg	91.4%	799Kg	84.4%
ピーマン	245Kg	99Kg	40.4%	95Kg	38.8%
長ねぎ	1,334Kg	906Kg	67.9%	883Kg	66.2%
キャベツ	3,504Kg	2,106Kg	60.1%	2,096Kg	59.8%
玉ねぎ	3,815Kg	1,296Kg	34.0%	625Kg	16.4%
ごぼう	696Kg	110Kg	15.8%	-	-
きゅうり	777Kg	514Kg	66.2%	514Kg	66.2%
大根	1,510Kg	1,051Kg	69.6%	1,051Kg	69.6%
白菜	985Kg	743Kg	75.4%	743Kg	75.4%
トマト (ミニ含む)	273Kg	231Kg	84.6%	228Kg	83.5%
生しいたけ	283Kg	283Kg	100%	283Kg	100%
アスパラガス	150Kg	150Kg	100%	144Kg	96.0%
小松菜	310Kg	145Kg	46.8%	32Kg	10.3%
さやいんげん	239Kg	9Kg	3.8%	9Kg	3.8%
かぼちゃ	249Kg	249Kg	100%	249Kg	100%
さといも	262Kg	225Kg	85.9%	201Kg	76.7%
なす	195Kg	185Kg	94.9%	115Kg	59.0%
しめじ	149Kg	149Kg	100%	-	-
まいたけ	335Kg	335Kg	100%	-	-
計	22,755Kg	12,555Kg	55.2%	10,770Kg	47.3%

※美郷町学校給食センター資料より

	H24	H25	H26
回答者数	546	565	744
食べている	52.8%	50.7%	60.1%
どちらかといえば食べている	41.3%	41.5%	33.9%
どちらかといえば食べていない	5.3%	6.0%	4.8%
食べていない	0.6%	1.9%	1.1%

※「第 3 期美郷町食育推進計画」より

送コストの縮減が環境への負荷の低減に繋がります。

これらへの気付きを促し、その心がけに意義を見出してもらい、自発的に継続してもらおうための工夫と仕掛けが必要です。

Ⅲ 現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針

1 6次産業化と地産地消に取り組む目的

前述のとおり、本町の農業とそれを取り巻く環境には諸課題があり、総じて楽観視出来るものではありません。

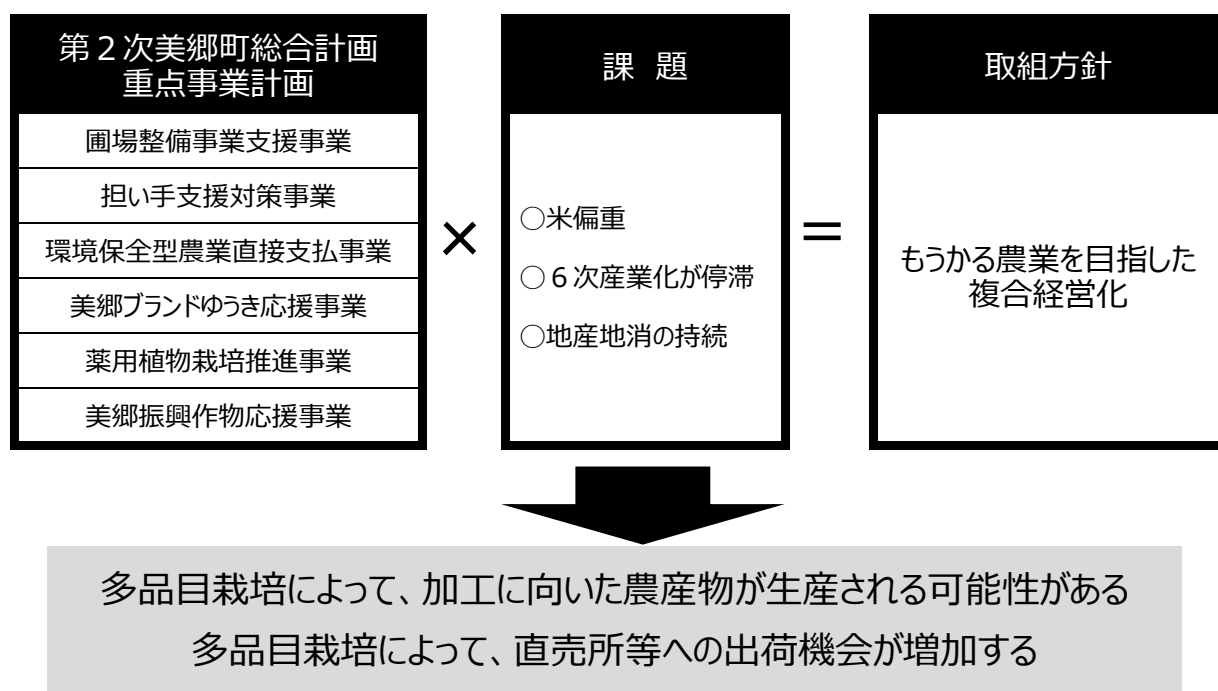
閉塞感を打開し、地域農業をより活性化するには他地域との差別化が必要です。

「美郷町らしさ」、「美郷町だから魅力的に見えること」を大切にし、地域農業の活発な活動から「まちづくりの将来像」である『いやしの郷・にぎわいの郷 豊かさを実感できるまち 美郷』の実現を目的とします。

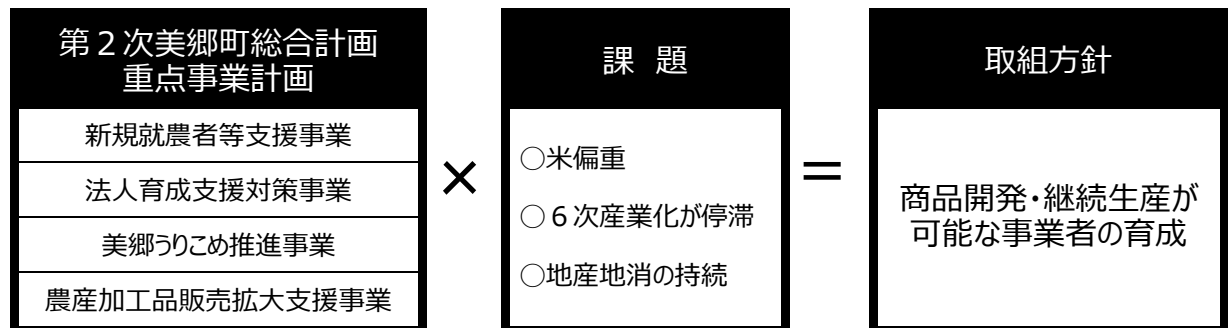
2 6次産業化と地産地消の取組方針

前項で整理した課題と現状を踏まえ、6次産業化と地産地消の取組方針を次のとおりとします。

(1)もうかる農業を目指した複合経営化を進める

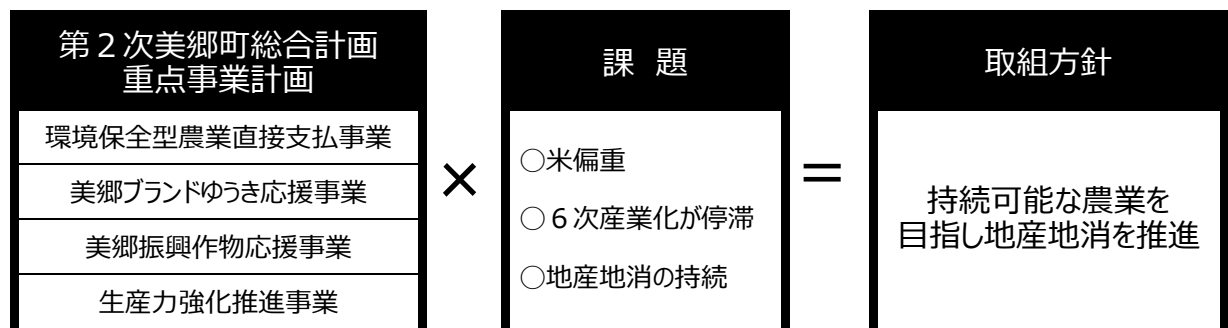


(2) 商品開発や継続生産が可能な事業者を育成する



新たな視点を持った事業者が6次産業化を手掛ける可能性がある

(3) 持続可能な農業を目指し、地産地消をより推進する



売れる農畜産物、買いたくなる加工品が生産されることによって
地産地消が推進される

IV 戦略期間内の6次産業化等の推進の成果目標

「6次産業化と地産地消の取組方針」を踏まえ、これらを推進するための成果目標を次のとおりとします。

取組内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
農畜産加工品の出荷販売額	74,807 千円	90,000 千円
美郷ブランド認定商品のうち、自らが栽培した農産物を主原料として生産されている農畜産加工品数(累計)	1 件	4 件
総合化事業計画の認定件数(累計)	3 件	5 件
指定管理者により運営されている町有施設へ農産物及び農畜産加工品等を出荷販売している農業者等数(延べ)	279 人	300 人

※上記の成果目標は、6次産業化等の推進を把握し易いように定めた目標値であり、「第2次美郷町総合計画」の重点事業計画の目標指標とは異なる内容となっています。

【美郷町ブランド認定事業】

美郷ブランド認定商品（以下、「認定商品」という。）の認定基準を設け、その基準に適合するものの中から認定商品を認定し、広く消費者に周知する事により、認定商品及び美郷町のイメージを高め、地産地消・地産外商の取組を推進することを目的として平成30年度から実施しています。令和元年度末現在、8品目が認定されています。

【町産品】 美郷町内で生産、加工又は製造された農林水産物、加工品又は製造品のほか、町長が認める美郷町の伝統文化、風土に合った特徴的なものをいう。

【認定】 事業者からの申請に基づき、認定審査基準に適合する町産品

V 今後の方向性

1 重点的に活用を図るべき農畜産物

各種農業施策を踏まえ、重点的に活用を図るべき農畜産物を次のとおりとします。

米粉用米	
新市場開拓用米（輸出用）	
加工用米	
酒造好適米	
美郷ブランド 10 品目	アスパラガス
	えだまめ
	キャベツ
	きゅうり
	トマト
	ねぎ
	ホウレンソウ
	シイタケ
	すいか
	花き
美郷町振興野菜	メロン
	セリ
	ソラマメ
	ニラ
	モロヘイヤ
戦略作物産地育成計画 （上記以外のもの）	りんご
	肉用牛
	乳用牛
	大豆
	レンコン
JA 秋田おぼこ果樹産地協議会奨励品目 （上記以外のもの）	日本なし
	西洋なし
	もも
	おうとう
	ぶどう
	ブルーベリー
「生薬の郷 美郷」構想	キキョウ
加工品の原材料として広く活用でき、食生活に 深く馴染んでいる農産物	大根
	はくさい
	なす
	人参

2 農畜産物の商品化の方向性

(1) 「秋田県美郷町産」だから購入する理由のある商品

- ・もち菓子、漬物、寒天料理など、この土地ならではの郷土食、伝統食を活かした商品
- ・当町オリジナル品種の白色ラベンダー「美郷雪華」を活かした商品
- ・町外への贈答用品として使える商品
- ・名水百選に選ばれた水や取り組みが注目されている生菓など、当町の立地環境や歴史が背景に感じられる商品

など

(2) 消費者や実需者のニーズを捉えた商品

- ・他では代替えの利かない唯一の商品
- ・環境負荷の小さな農産物（減農薬または有機肥料使用など）を活かした商品
- ・時期を選ばず手軽に利用できるカット野菜や乾燥品等の一次加工食品
- ・小人数世帯でも使い切れる（食べ切れる）量の商品

など

(3) 出荷規格外等の農畜産物を活用した商品

- ・大規模事業者向けの出荷規格から外れた野菜、果実等を活用した商品
- ・これまでは食用として流通していなかった農産物を活用した商品

など

3 新商品を生産する際に用いる加工技術の方針

- 地域に伝わる醸造・発酵技術等を活かした加工食品の高付加価値化
- 保存技術、貯蔵技術の高度化
- 商品の魅力を最大限に引き出す包装
- 環境保全型農作物としての特性の活用（添加物不使用など）
- HACCPの積極的な導入
- 秋田県食品衛生法施行条例等に基づく衛生管理の徹底 など

4 新商品の販路開拓方針

(1) 消費者志向の把握とその対応

- 消費者の志向として、商品価格が手ごろであることに加え、食の安心・安全に対しても意識が高まっていることから、HACCPの積極的な導入に取り組み、その事実をPRに盛り込むなど、新商品がより魅力的に見えるような工夫を行う。
- インターネットを通じ、遠隔地の需要者も購入可能な環境を整える。

など

(2) 生産者の顔が見える販売機会(BtoC)の創出

- 大都市圏などにおいて生産者が自らの商品をPR出来る機会を設け、試食や対話を通じて商品の魅力を伝える。
- 令和2年度に改修が予定されている「道の駅 美郷（旧 雁の里せんなん）」は、町内の農産物及び農畜産加工品のPRを行う際の重要拠点となることから、生産者に対して積極的な出品を促し、販路拡大の足掛かりとしてもらう。
- 町内の直売所に町内産農畜産加工品専用のPRコーナーを設け、町内産品に対する理解を深めてもらう。
- 地域住民が多く参加するイベント（べごっこまつり、美郷フェスタ等）をPR機会として積極的に活用する。

など

(3) 事業者とのマッチング機会(BtoB)の提供

- 地元の農業協同組合、小売業者や加工業者等との連携を強化する。
- 町内の介護施設等や隣接市の病院などに対する町内産品のPRを実施する。

など

VI 育成を図る6次産業化事業体等の将来像

IIの現状と課題にあるとおり、現在、当町において取り組まれている6次産業化にも様々な状態像があり、事業者本人が思い描いている到達点もそれぞれ異なっています。事業規模や目標販売額が異なっている様々な事業者に対し、在るべき姿を一律に求めることは困難です。それぞれの良さを活かせるよう、育成を図る事業体等の将来像として

- (1) 「個人事業主として農産加工品の販売額増加を目指す」ケース
- (2) 「農業法人が農産加工品の製造・販売を目指す」ケース
- (3) 「農業者（農業法人含む）と商工業者等との連携を進める」ケース

の3ケースを掲げます。

(1) 「個人事業主として農産加工品の販売額増加を目指す」ケース

スタート時	農家の世帯員が自家で育てた野菜、果樹を家庭内で漬物、ジャム等に加工して販売
	【想定される状況】 ・規格外などの直接販売に向かない野菜、果樹を加工して販売 ・専用の製造設備が不要な漬物、ジャム等のため、取り組み易い 等

「VII 町が行う施策」による支援

将来像	加工用の野菜、果樹を栽培し、自宅敷地内等に加工専用の設備を備え、関係法規を遵守し、農産加工品販売額の増加を目指すことが可能な環境を整えた事業者
-----	---

(2) 「農業法人が農産加工品の製造・販売を目指す」ケース

スタート時	農業法人が生産した農産物を出荷販売
	【想定される状況】 ・規格外などの農産物は、価格を下げるなどして販売 ・農繁期と農閑期の作業量が差が大きい 等

「Ⅶ 町が行う施策」による支援

将来像	加工専用の設備を備え、農閑期には加工施設での作業を行う、周年農業が可能な事業者
-----	---

(3) 「農業者（農業法人含む）と商工業者等との連携を進める」ケース

スタート時	農業者（農業法人含む）が生産した農産物を出荷販売
	【想定される状況】 ・これまで付き合いのある出荷販売先に出荷することが常態化 ・新たな販路開拓が難しい 等

「Ⅶ 町が行う施策」による支援

将来像	大口の商工事業者と指定の農作物に関する栽培契約を結び、商工事業者との結びつきで大きな枠組みの6次産業化に取り組める事業者
-----	--

VII 町が行う施策

1 町が実施するもの

- 6次産業化をテーマとした研修会等を開催する
- 「美郷ブランド認定商品」の取り組みを促進する
- 交流企業、交流大学との連携を促進する
- 大都市圏での販売機会を設ける
- 各種協議会の活動を支援する
- 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を支援する
- 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を支援する など

2 事業者の取り組みを町が支援するもの

(1) 美郷振興作物応援事業（販売拡大支援事業） 【農政課】

美郷ブランド 10 品目、美郷町振興野菜 5 品目及び農畜産加工品の出荷・販売に対し、その販売額に応じて出荷・販売経費の一部を助成します。

【助成要件】 1月～12月にJA、直売所等に出荷・販売し、総販売額（税抜）が50万円以上となった農業者等（出荷証明書等がある場合に限る）

【助成額】 税抜販売額の2%以内の額（上限額 50万円）

(2) 美郷振興作物応援事業（新規作付助成事業） 【農政課】

初めて美郷ブランド 10 品目、美郷町振興野菜 5 品目を作付し、出荷・販売した事業者に対し、新規作付から3年間、出荷・販売経費の一部を助成します。

【助成要件】 1月～12月にJA、直売所等に出荷・販売し、総販売額（税抜）が20万円以上となった農業者等（出荷証明書等がある場合に限る）

【助成額】 税抜販売額の5%以内の額（上限額 50万円）

(3) 美郷町産農産物販売促進支援事業

【農政課】

県外及び首都圏で実施する町内産農産物・加工品等の販売促進の取り組みに対し、その経費の一部を助成します。

【助成要件】 町内の農業法人、集落営農組合、その他の農産物の生産や加工を主な事業とする団体等

【助成額】 展示会・商談会等への参加経費（税抜）の3分の2以内の額
(上限額 15万円)

(4) 美郷町農産加工品販売拡大支援事業

【農政課】

農産物の加工による新商品開発や農産加工品等を販売拡大する活動に対し、その経費の一部を助成します。

【助成要件】 農産物の加工による新商品開発や農産加工品等の販売拡大に取り組む者

【助成額】 税抜総事業費の2分の1以内の額または25万円のいずれか低い額
(最低事業費 5万円)

(5) 特産品開発事業

【商工観光交流課】

地域資源を活用した新たな特産品となる新商品を開発しようとする町内の事業者または団体に対し、調査研究等に要する経費の一部を支援します。

【対象者】 町内に事業所等を有する企業、団体

【助成額】 対象経費の3分の2以内の額（上限額 30万円）

(6) パッケージデザイン支援事業

【商工観光交流課】

美郷町産品のイメージアップと商品のブラッシュアップを図るため、新たな特産品パッケージデザインを企画・製作する経費の一部を支援します。

【対象者】 町内事業者

【助成額】 対象経費の3分の2以内の額（上限額 20万円）

(7) ビジネスマッチング支援事業**【商工観光交流課】**

町内事業者等が、販路拡大を目的とした展示会または見本市などへ参加するための経費の一部を助成することにより、販路拡大と地域産業の振興を図ります。

【対象者】 町内に事業所等を有する企業、団体

【助成額】 対象経費の2分の1以内の額（上限額5万円）

※ブランド認定商品は上限額10万円

(8) 海外ビジネス推進事業**【商工観光交流課】**

町内事業者等に対し、海外販路の開拓を目的とした展示会または見本市などへの参加経費および外国人向け情報発信に要する経費の一部を助成することにより、海外ビジネスを推進するとともに、来町意欲を喚起するための町のPRを図ります。

【対象者】 町内に事業所等を有する企業、団体

【助成額】 対象経費の3分の2以内の額（上限額50万円）

※ブランド認定商品は上限額60万円

(9) まちなかエリア活性化促進事業**【商工観光交流課】**

六郷中心市街地近郊で、空き店舗棟の改修、新增築を行う所有者および空き店舗等を利用する事業者に対して、費用の一部を助成することにより、空き物件の利活用を促進し、商業活性化に繋がる「にぎわい」の創出を図ります。

【空き店舗等の所有者】 対象経費の3分の2以内の額（上限額100万円）

※ただし、空き地の共用スペース（駐車場等）の整備については上限額50万円

【空き店舗等の利用者】 対象経費の2分の1以内の額（上限額200万円）

Ⅷ 美郷町6次産業化・地産地消推進協議会の体制

1 美郷町6次産業化・地産地消推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 美郷町の農林漁業者又はこれらの者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）が自ら生産した農産物の価値を高めて消費者や実需者等に提供する6次産業化の取り組みを進め、地場産品の消費拡大と町内産業の活性化を目指し、「美郷町6次産業化・地産地消推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 「美郷町6次産業化・地産地消推進戦略」の策定及び変更に関すること
- (2) その他6次産業化及び地産地消の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は、10名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農林漁業者等及び関係団体の代表者又はその代表者が指名する者
- (2) 商工関係団体の代表者又はその代表者が指名する者
- (3) 金融機関の代表者又はその代表者が指名する者
- (4) 行政関係機関代表者又はその代表者が指名する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、農政課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

2 美郷町6次産業化・地産地消推進協議会委員名簿

No	属性	団体名	委員
1	第1号委員	美郷町認定農業者協議会	会長 東海林 貢
2	第1号委員	仙北地区農業近代化ゼミナール	会長 細井 慎之介
3	第1号委員	秋田おばこ農業協同組合	営農経済部 営農企画課 課長補佐 伊藤 一樹
4	第1号委員	秋田ふるさと農業協同組合	営農経済部 園芸課 課長補佐 佐藤 広貴
5	第2号委員	美郷町商工会	副事務局長 水戸 幸正
6	第2号委員	美郷直売ネットワーク協議会	会長 荒田 直樹
7	第3号委員	株式会社北都銀行 美郷支店	支店長 桜庭 智郎
8	第4号委員	秋田県	仙北地域振興局 農林部 農業振興普及課 副主幹 福岡 尊央
9	第4号委員	美郷町	商工観光交流課長 黒田 逸人
10	第4号委員	美郷町	農政課長 高橋 勉